

議案第 99 号

東京都板橋区改良住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 24 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区改良住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区改良住宅条例（平成 15 年板橋区条例第 40 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「平成 9 年板橋区条例第 40 号）」を「平成 9 年板橋
区条例第 40 号。以下「区営住宅条例」という。）」に、「第 8 条第 4
項」を「第 8 条第 5 項」に改める。

第 15 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項
とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、共益費を減額し、
若しくは免除し、又は共益費の徴収を猶予することができる。

(1) 使用者及び同居者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き 1
0 日以上改良住宅の全部又は一部を使用することができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認めるとき。

第 22 条第 1 項中「使用者が」を「使用者は」に、「受けなければ」
を「受けるまでにこれを原形に復さなければ」に改め、同条第 2 項を次
のように改める。

2 前項の場合において、使用者が当該改良住宅を原形に復さないとき
は、区長は、自らこれを原形に復すことができる。

第 22 条に次の 1 項を加える。

3 使用者は、前項の規定により区長が原形に復すために要する費用と
して別に定める費用を負担しなければならない。ただし、使用者又は
同居者が、失職、疾病その他の特別の事情により費用を負担すること
が困難であると認めるときは、区長は、その一部又は全部を使用者に

負担させないことができる。

第29条に次の1項を加える。

- 2 第7条第2項において準用する区営住宅条例の規定により区営住宅（区営住宅条例第2条第1号に規定する区営住宅をいう。以下同じ。）の使用者（区営住宅条例第10条第3項の規定により使用の許可を受けた者をいう。）又は一般高齢者住宅（東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成9年板橋区条例第41号。以下「高齢者住宅条例」という。）第2条第2号に規定する一般高齢者住宅をいう。以下同じ。）の使用者（高齢者住宅条例第10条第3項の規定により使用の許可を受けた者をいう。）が改良住宅の使用を許可された場合における第26条の規定の適用については、その者が従前の使用を許可された区営住宅又は一般高齢者住宅を使用していた期間は、その者が新たに使用を許可された改良住宅を使用している期間に通算する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区改良住宅条例第15条及び第22条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る費用及び返還に係る費用について適用する。

（提案理由）

共益費の減免、住宅の返還に係る費用負担の軽減等について定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。